

は し が き

令和3年中の全国における交通事故死者数は2,636人（前年比－203人）で、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少を更新し、ピーク時（昭和45年：16,765人）の約6分の1にまで減少したほか、発生件数と負傷者数は17年連続で減少しています。

しかしながら、多くの尊い命が交通事故で失われており、交通事故死者に占める高齢者の割合は、全国平均57.7%と増加傾向で推移しているほか、悪質・危険なあおり運転や逆走事案、飲酒運転のトラックが下校中の児童数名を死傷させるという痛ましい事故が発生するなど、非常に厳しい交通情勢にあります。

一方、県内の令和3年中の交通事故は、

- 発生件数 2,260件（前年比－144件）（過去5年の平均件数3,459.2件）
- 死者数 50人（前年比＋2人）（過去5年の平均死者数60.8人）
- 負傷者数 2,465人（前年比－206人）（過去5年の平均負傷者数3,993.8人）

で、いずれも過去5年平均値を下回り、また、前年比では、発生件数と負傷者数は17年連続で減少したものの、死者数は2年連続で増加し、2年ぶりに50人に達する結果となりました。

また、人口10万人当たりの死者数は、全国平均2.09人に対し、本県は3.74人で全国ワースト4位と、人口比における死者数が高水準にあり、さらに、高齢死者については33人で、全死者に占める割合は66.0%で全国ワースト9位と、今後も高齢者を交通事故から守るための活動が重要と考えております。

その一方で、令和3年中は全てのドライバーが横断歩道利用者の安全・安心を確保するため『まじめえひめの停止率～まずは全国平均～』のスローガンのもと横断歩道における車両停止率の向上に向けた各種施策を講じました。その結果、令和3年10月にJAFが公表した調査結果では、令和2年の停止率14.5%を28.6ポイント上回る43.1%となり、全国平均の30.6%を大きく上回りました（上昇率は全国2位）。また、横断歩道横断中の死者についても、令和2年の7人から令和3年は3人に減少するなど、一定の効果が表れております。これらは、県民の皆様の横断歩行者保護意識が高まった結果であり、今後は、歩行者が道路を横断する場合には、接近してくる車両に対して手を上げるなどの横断意思を明確に伝える『大人も手を上げよう』運動を推進し、大人をはじめ歩行者に着目した事故抑止対策を展開することにより、更なる横断歩行者事故の抑止に努めてまいります。

この交通年鑑は、令和3年中に県内で発生した交通事故を中心に、交通指導取締り、交通規制、運転免許等の交通警察統計等の情報を収録したものです。

悲惨な交通事故をなくすため、交通安全諸対策の基礎資料として広く活用していただければ幸いに存じます。

令和4年6月

愛媛県警察本部
交通部長 荒井 仁志

用語の意味

- 1 「交通事故」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）並びに物損事故をいう。ただし、物損事故について計上しているのは、昭和40年以前の統計のみである。
- 2 「死者」とは、交通事故によって、発生から24時間以内に亡くなった者をいう。
- 3 「重傷者」とは、交通事故によって負傷し、1か月（30日）以上の治療を要する者をいう。
- 4 「軽傷者」とは、交通事故によって負傷し、1か月（30日）未満の治療を要する者をいう。
- 5 「30日死者」とは、交通事故によって、発生から24時間経過後、30日以内（交通事故発生日を初日とする）に亡くなった者をいう。
（注）死亡、重傷、軽傷の区分は、医師の診断又は検案等による。
- 6 「件数」とは、交通事故によって、発生から24時間以内に発生した事故をいう。
例えば、高齢者事故の場合、1当、2当とも高齢者の場合は、1件で計上している。
- 7 「当事者数」とは、交通事故に関係した第1当事者と第2当事者の計をいう。
- 8 「第1当事者」とは、交通事故に関係した者のうち、違反（過失）がより重い者をいい、違反（過失）が同程度の場合は、被害がより軽い者をいう。
- 9 「第2当事者」とは、交通事故に関係した者のうち、違反（過失）がより軽い者をいい、違反（過失）が同程度の場合は、被害がより重い者をいう。
- 10 「歩行者」とは、道路を歩行中又は走行中の者をいう。
（路上作業中の者、路上遊戯中の者、道路にたたずんでいる者、道路に寝そべっている者のほか、道路を車いす・歩行補助車又は小児用の車《乳母車、幼児用乗り物等》で通行している者、自動二輪車・原動機付自転車・自転車を押している者、背負われ・抱かされている者等も含む）
- 11 「自転車」とは、ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす及び小児用の車以外のものをいう（駆動補助機付自転車も含む）。
- 12 「昼明」とは、日の出後の払暁時間帯をいう。
- 13 「昼」とは、払暁及び薄暮時間以外の昼間をいう。
- 14 「昼暮」とは、日没前の薄暮時間帯をいう。
- 15 「夜暮」とは、日没後の薄暮時間帯をいう。
- 16 「夜」とは、払暁及び薄暮時間以外の夜間をいう。
- 17 「夜明」とは、日の出前の払暁時間帯をいう。
- 18 「昼間」とは、日の出から日没までの間をいう。
- 19 「夜間」とは、日没から日の出までの間をいう。
- 20 「幼児」とは、未就園児、就園児の者をいう。
- 21 「小学低学年」とは、小学1年生から小学3年生までの者をいう。
- 22 「小学高学年」とは、小学4年生から小学6年生までの者をいう。
- 23 「中学生」とは、中学1年生から中学3年生までの者をいう。
- 24 「子供」とは、中学生以下の者をいう。
- 25 「高校生」とは、高校1年生から高校3年生までの者をいう。
- 26 「大学生」には、高等専門学校の4・5年生を含む。
- 27 「その他の学生」とは、学校教育法第82条の2の専修学校（専門学校）又は同法第83条の各種学校に在学している者及び予備校に在学している者をいう。
- 28 「若年者」とは、年齢が16歳以上24歳以下の者をいう。
- 29 「高齢者」とは、年齢が65歳以上の者をいう。
- 30 事故類型の「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいう。
- 31 表中の「△」は、負数を示す。
- 32 表中の小数第2位を四捨五入しているため、内訳と計が一致しないものがある。
- 33 表中の増減数・増減率は、前年同期と比較した値であるため、前年数値が「0」の場合の増減率は「—」と表す。